

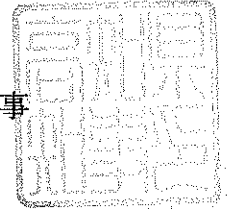


5 高都計第 4 2 6 号

令和 6 年 1 月 1 6 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



高知広域都市計画区域における建築基準法第 51 条ただし書きによる  
産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により特定行政庁が許可する  
場合、都市計画審議会において敷地の位置が都市計画上支障がない旨の議を経る必要  
がありますので、別紙のとおり審議会に付議します。

5 重建指第 80 号  
令和 5 年 12 月 25 日

高知県知事 濱田 省司 様

特定行政庁

高知市長 桑 名 龍 吾



産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（付議）

うえのことについて、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、特定行政庁が許可する場合、都道府県都市計画審議会において、都市計画上支障がない旨の議を経る必要がありますので、別紙のとおり高知県都市計画審議会へ付議します。

なお、本計画は高知市の都市計画上、支障はないものと考えます。

## 産業廃棄物処理施設（建築基準法第 51 条第 1 項ただし書き規定による許可申請）の敷地の位置について

申請者氏名	ヤツデ・ファクトリー株式会社 代表取締役 川淵 公太
申請者住所	高知市朝倉己 1152-99
敷地の位置	高知市春野町弘岡下字イヨ川北平 4787-93, 高知市朝倉字アジロ山己 1152-254, 他 21 筆（市街化調整区域内）
敷地面積	19,322.60 m <sup>2</sup>
主要用途	産業廃棄物処理施設

## 申請理由

申請者は、産業廃棄物の中間処理（破碎、焼却、圧縮、減容固化、選別、切断）を行っている事業者である。近年 SDGs の観点から産業廃棄物の燃料化が進んできている。高知県内では RPF 等の固形燃料化の施設は有しているが、処理能力や燃料化のための選別の手間等が問題であり、産業廃棄物のほとんどが最終処分（埋立や焼却処分）となっている。

今回の申請施設は産業廃棄物を大量にかつ簡潔にフラフ燃料化することが可能である。

近年、四国内のフラフ燃料の需要が高まってきていることから、今回の申請施設を設置・稼働することにより、高知県内における産業廃棄物の最終処分（埋立や焼却処分）の減少に貢献できると考えられるため。

### 申請施設の概要

設置場所	高知市朝倉字アジロ山己 1152 番 252	
処理施設の種類	破碎施設	
処理施設の方式	破碎（一軸せん断破碎式）	
施設の処理能力	廃プラスチック類	89.487 t/日 (11.186 t/時)
	木くず	45.743 t/日 (5.718 t/時)
	紙くず	62.168 t/日 (7.771 t/時)
	繊維くず	42.762 t/日 (5.345 t/時)
	ゴムくず	28.946 t/日 (3.618 t/時)
産業廃棄物処理 施設設置許可	許可年月日 令和5年12月21日 許可番号 5重廃対第49号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づく	

### 位置図（高知広域都市計画区域）

